

改正銀行法施行について

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会

会 長 坂 本 久

ポストコロナを見据えた持続可能な社会の構築に向けて、銀行業務の規制緩和が図られた改正銀行法案は今年5月の通常国会で成立し、11月に施行される。

全宅連では、本法案については昨年の自民党金融調査会での原案段階より、関係各方面と連携しながら、従来通り、金融機関が不動産業に参入しないよう要望活動を展開した。

その結果、現在実施されている改正銀行法関連のパブリックコメントにおいて、銀行法施行規則案で銀行本体における業務規制緩和に不動産業務は含まれておらず、また、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針案」にて他業銀行業高度化等会社及び地域活性化事業会社についても、不動産業務は対象とならず取扱いは改正前と変わらないことが明記された。

以上のことから、今般施行される改正銀行法においても、引き続き金融機関の不動産業参入ができないことが明確となった。

改めて今回の成果に対して、ご協力を賜りました関係各位に御礼申し上げます。本会としては引き続き、銀行の不動産業参入と融資業務の利益相反や優越的地位の乱用等の観点から学識経験者等も交えて検討を行っていくとともに、今後とも動向に注視していく所存である。

令和3年8月



宅建協会
人と住まいをつなぎます